

阿南工業高等専門学校学生会選挙施行規則

(平成13年 5 月11日)

(規 則 第 3 号)

(総則)

第1条 阿南工業高等専門学校学生会会則第40条の規定により、阿南工業高等専門学校学生会選挙施行規則を定める。

(選挙管理委員会の構成)

第2条 選挙管理委員会は、各学級から選出された1名ずつの委員で構成し、正副委員長は、互選によって決定される。

(選挙管理委員会の任務)

第3条 選挙管理委員会は、次の事項を行う。

- (1) 選挙日時及び投票所の告示。選挙日時の決定に当たっては、立候補受付期間を4日以上、受付締切日より投票日まで3日以上おくものとする。
- (2) 立候補者届出書式に関する告示及び立候補届出の受理。
- (3) 少なくとも1回の立会演説会の開催。
- (4) 投票用紙の指定、推薦用紙の指示。
- (5) 投票及び開票の管理。
- (6) 当選者の氏名、次点者の氏名その他当選に関する必要な事項の告示。
- (7) その他選挙に関する一切の事務。

(選挙管理委員会の解散)

第4条 選挙管理委員会は、開票の結果を運営委員会に報告するとともに全会員に公表し、選挙事務完了の後解散する。

(選挙権、被選挙権)

第5条 会員は選挙権及び被選挙権を有する。ただし、選挙管理委員は被選挙権を有しない。

(期日)

第6条 選挙は通常冬期休業後に行い、当選者の任務の遂行は4月からとする。ただし、特別な事情の生じた場合は、随時に行うことができる。

(候補者)

第7条 立候補を希望する者は、立候補受付期間中にその旨を選挙管理委員会に届出なければならない。候補者が届出の後これを辞退する時は、選挙管理委員会の承認を必要とする。

(責任者)

第8条 候補者は、選挙に関する責任者を1名置かなければならない。

第9条 会員は、届出済の候補者の選挙運動を行うことができる。ただし、選挙管理委員は選挙運動を行うことはできない。選挙運動を行う場合、選挙管理委員会で定める次の事項を厳守しなければならない。

- (1) ポスターの枚数、大きさ及びその掲示場所。
- (2) 演説の場所とその日時。

(3) その他必要な事項。

(投票)

第10条 投票は、最終の立会演説会の後に引き続き行うものとする。

第11条 投票は、所定の投票用紙を用い、会長を単記無記名投票とする。

2 立候補者が個々の役員数と同じときは信任投票を行い、会長を単記無記名投票とする。

(無効)

第12条 次の投票は無効とする。

(1) 所定の投票用紙を使用していないもの。

(2) 記入した氏名の判読できないもの。

(3) 氏名以外に他事を記入したもの。ただし、敬称及び所属年組はこの限りでない。

(4) 候補者に同姓のある場合、姓のみ記入したもの。

(5) 候補者以外の者の氏名を記入したもの。

(6) その他選挙管理委員会で無効と認めたもの。

(当選)

第13条 会長は、有効投票総数の得票上位者より当選とし、同得票数の場合は決選投票を行う。決選投票の場合は、得票数の多いものを当選とし、再度同数の場合は選挙管理委員会立会のもとに抽選で決定する。

2 信任投票の場合は、会長は有効得票数の3分の1以上を規定得票数と定め、規定得票数を得たものを当選とする。

(再選挙)

第14条 有効投票数が会員の2分の1に満たないときは、再選挙を行う。

2 信任投票の結果、不信任となった場合も再選挙を行うものとする。

(役員の氏名、発表)

第15条 会則第6条により選出された次期会長は、当選後10日以内に次年度の副会長・環境委員・安全委員・広報委員・蒼阿祭執行委員長・書記・会計・監査委員及び渉外委員を指名して、発表しなければならない。

(立候補者のない場合の処理)

第16条 会長・副会長及び監査委員の立候補者のない場合は、運営委員会が適当な処置をとらなければならない。

(改廃)

第17条 この規則の改廃は、学生会会則の改廃に準ずる。

附 則

この規則は、平成13年5月11日から施行し、平成13年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。